平成30年兵庫県警察運営重点について(一般甲)

平成29年12月5日 兵警務一般甲第120号

兵庫県公安委員会運営規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号)第2条第2項に規定する兵庫県警察の事務の運営に関する大綱方針として、平成30年兵庫県警察運営重点が別添のとおり定められたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、所属の実情に応じた効果的な施策を策定し、その推進に努められたい。

平成30年兵庫県警察運営重点

◎ 基 本 理 念

県民の安全を守る力強い警察

~ 県民とともに、県民のために ~

~ 強く・正しく・温かく~

高い規律と士気を有し、時代の変化に対応する柔軟性を備えた警察 組織を確立し、警察の総合力を最大限発揮することによって県民の期待 と信頼に応える。

◎ 活動指針

--- 初動は警察の命 ---

◎ 業務重点

- 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進
- 重要凶悪犯罪の徹底検挙とストーカー・DV、虐待事案を始めとする 人身安全関連事案への的確な対応
- 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策等、地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進
- サイバーセキュリティ対策の推進
- 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進
- 安全・安心・快適な交通社会の実現
- テロ、大規模災害等諸対策の推進